

令和5年度

岩倉市健全化判断比率等審査意見書

一般会計等
上水道事業
公共下水道事業

岩倉市監査委員

岩監発第109号
令和6年8月7日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充

岩倉市監査委員 伊藤 隆信

令和5年度 岩倉市健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和5年度 岩倉市健全化判断比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和6年8月6日（火）

実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

健 全 化 判 断 比 率 の 状 況

（単位：%）

比 率 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	- (△7.79)	- (△10.52)	- (△10.58)	- (△8.52)	- (△6.15)	13.25
連結実質赤字比率	- (△18.52)	- (△20.25)	- (△19.55)	- (△18.09)	- (△14.96)	18.25
実質公債費比率	4.0	4.3	4.0	3.8	3.8	25.0
将来負担比率	26.6	26.3	10.1	4.9	4.0	350.0

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は表示を要しないが、参考のため算定結果を（ ）に記載した。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字はなく良好である。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字はなく良好である。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は3.8%で前年度と同じであり、早期健全化基準の25.0%を下回り良好である。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は4.0%で前年度より0.9ポイント低くなり、早期健全化基準の350.0%を下回り良好である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(4) その他

将来負担比率は、地方債現在高の減少等により改善した。しかしながら、原油価格や物価の高騰等もあり、財政面での見通しは不透明である。また、高齢化の進展等による社会保障事業費の増加のほか、老朽化が進む公共施設の維持管理・改修等や石仏公園整備事業、五条川小学校区統合保育園整備事業など大規模事業による経費の増加が見込まれる。引き続き健全な財政運営に努められることを要望する。

岩監発第110号
令和6年8月7日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充

岩倉市監査委員 伊藤 隆信

令和5年度 岩倉市上水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和5年度 岩倉市上水道事業資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める岩倉市上水道事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和6年8月6日 (火)

実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位：%)

比 率 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	- (△97.1)	- (△97.4)	- (△88.1)	- (△107.3)	- (△91.1)	20.0

注) 資金不足がない場合は表示を要しないが、参考のため算定結果を()に記載した。

(2) 個別意見

令和5年度の資金不足はなく、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

岩監発第111号
令和6年8月7日

岩倉市長 久保田桂朗様

岩倉市監査委員 内藤 充

岩倉市監査委員 伊藤 隆信

令和5年度 岩倉市公共下水道事業資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別記のとおり意見を提出する。

令和5年度 岩倉市公共下水道事業資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める岩倉市公共下水道事業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

2 審査の日時及び実施場所

日 時 令和6年8月6日 (火)

実施場所 監査委員事務局室

3 審査の着眼点及び実施内容

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、岩倉市監査基準に準拠し、審査を実施した。

審査に当たっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを着眼点とし、関係帳簿、証書類と照合し、併せて関係職員の説明を求めた。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

資 金 不 足 比 率 の 状 況

(単位：%)

比 率 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	経営健全化基準
資金不足比率	- (△27.4)	- (△20.0)	- (△21.8)	- (△35.0)	- (△54.1)	20.0

注) 資金不足がない場合は表示を要しないが、参考のため算定結果を（ ）に記載した。

(2) 個別意見

令和5年度の資金不足はなく、良好な状態であると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。